

令和6年9月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	岡村 (岡村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②農地が分散して、集約化が急務
- ③耕作放棄地、遊休農地が増加している

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高収益作物(野菜やりんどう)の生産拡大に向けて話し合いの場を設け計画的な導入を目指す。
- ・市場動向を注視しながら、多収品種、高品質米の生産に向け集落で取組を進めて行く。
- ・コスト削減のため、無人ヘリコプターやドローンを活用した農薬防除の集団化を推進して行く。
- ・いつでも新規就農者の受け入れができるように、圃場、関連農機具の貸与等、生産から販売まで、実践に則した一連の支援体制の確立を目指して行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落の農業を担う者への集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地の所有者は原則として、農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状で基盤整備等の予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業を担う者の法人化の検討と共に、新規就農者が安心して参入しやすいよう圃場や農機具の貸与等、受け入れ態勢を整えるため、JAや普及センター、土地改良区との連携を図り総合的な人材育成に取り組んでいく。また、集落全体で農業を担う者から認定農業者に育成する取組みを引き続き行って行きたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業を担う者がカバーできない農作業についてJA新しいわて等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--